

令和 7 年度の主な組織機構改正の概要について

業務の質的向上と効率化を図るため、令和 7 年度における組織機構を次のとおり改正します。

令和 7 年度の主な組織機構改正の概要

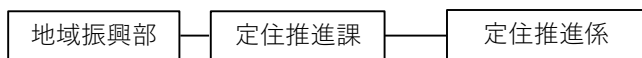
1 地域振興部

【定住推進課にシティプロモーション係を設置】

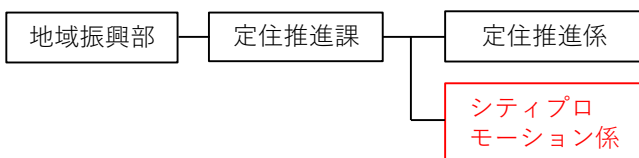
ふるさと納税に関する事務量の増加のほか、移住定住支援、地域おこし促進、シティプロモーション、婚活及び結婚新生活支援など業務の多様化に伴い、効率のかつ専門的に業務を推進できる体制とするため、定住推進課を「定住推進係」と「シティプロモーション係」の 2 係とする。

「定住推進係」は移住定住支援、地域おこし協力隊、地域おこし研究所、婚活及び結婚新生活支援を担当し、「シティプロモーション係」はシティプロモーション、ふるさと納税を担当する。

(現行)



(見直し後)



2 建設部

【下水道課に工務係を設置】

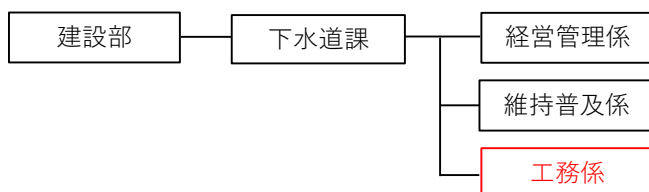
下水道課は、公共下水道の整備がおおむね完了することに伴い、令和 3 年度に「工務係」を廃止し、「経営管理係」と「維持普及係」の 2 係体制としたが、令和 7 年度以降は国道 4 号拡幅に伴う下水道管移設工事や、下水道施設の長寿命化、耐震化など工事に関連した業務が増加するため、現在の「維持普及係」を「維持普及係」と「工務係」の 2 係とする。

「維持普及係」は施設維持管理、水洗化関係を担当し、「工務係」は工事発注、各種計画策定を担当する。

(現行)



(見直し後)



3 健康福祉部

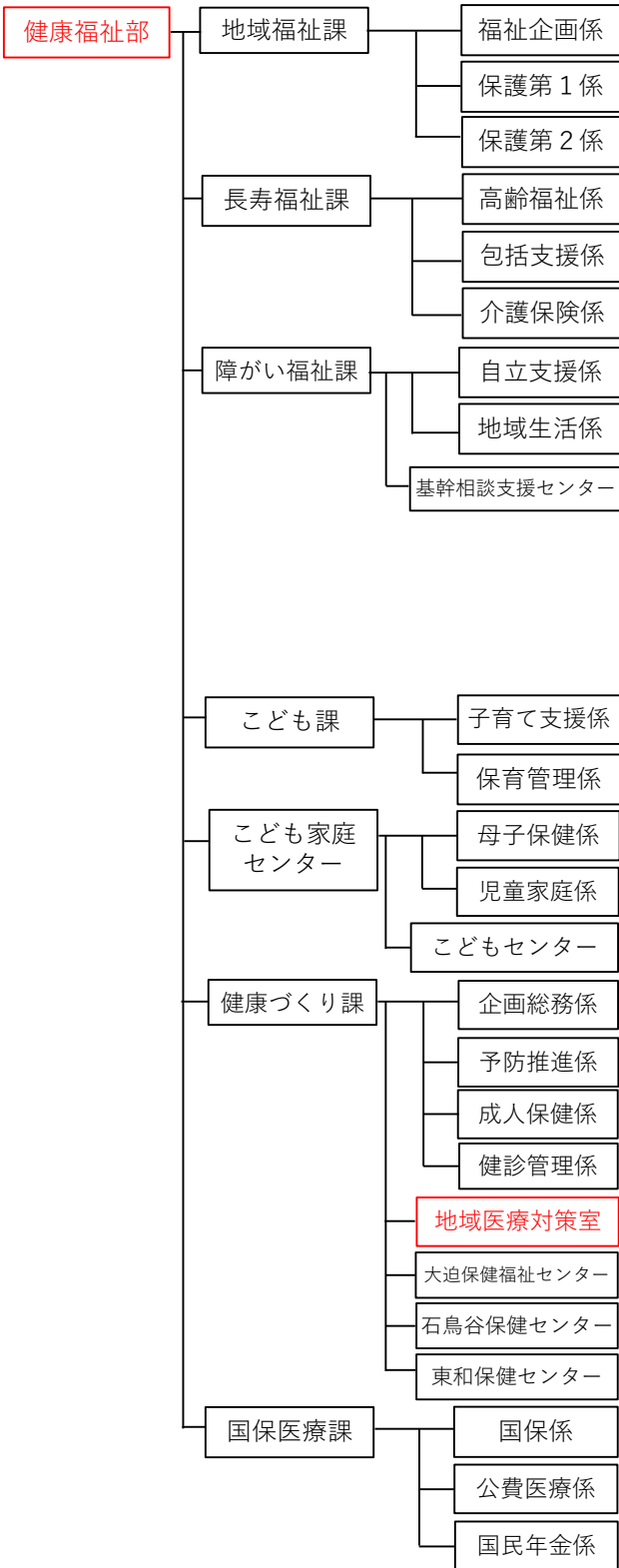
【健康福祉部を廃止し、「福祉部」と「健康こども部」の2部体制に改編】

他部よりも規模が大きくなっている健康福祉部は、部長が各課の業務に今まで以上に深く関わることができる体制に見直し、業務の質的向上と効率化を図るため、「福祉部」と「健康こども部」の2部体制に改編する。

【健康こども部に地域医療対策課を設置】

健康づくり課の課内室である「地域医療対策室」は、公益財団法人総合花巻病院の事業再生に関わる業務及び周産期医療をはじめとした市内医療機関における医師確保を含めた地域医療対策全般と、産後ケア事業の宿泊型サービスの拠点となる施設整備の支援等、医療に関する分野を集約し、地域医療の確保に向けた取組の充実を図るため、「地域医療対策課」とする。

(現行)



(見直し後)

